

（第1面）

産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書	
2024年 8月 9日	
(宛先) 川口市長	
報告者 埼玉県川口市八幡木2丁目8番地の18 株式会社小原建興 代表取締役 小原和弘 (電話番号 048-284-2298)	
令和6年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画作成（変更）したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。	
事業場の名称	株式会社 小原建興
事業場の所在地	埼玉県川口市八幡木2丁目8番地の18
計画期間	2024年 4月 1日 ～ 2025年 3月 31日
変更の概要	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：建設業 中分類：職別工事業 D07
② 事業の規模	元請完成工事高 522,432,000/資本金 5000万円
③ 従業員数	10名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建設現場（分別）→収集運搬→中間処理→最終処分（再生）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社（社長）→経理部長→施工担当工事課員

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ISOの一環として産業廃棄物の適正管理を行い、排出の抑制についても合わせて行う		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ISOの一環として産業廃棄物の適正管理を行い、排出の抑制についても合わせて行う		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 工事毎に工事担当者が廃棄物の種類ごとに分別する、及び作業員に指示して分別状況を確認する
② 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 工事毎に工事担当者が廃棄物の種類ごとに分別する、及び作業員に指示して分別状況を確認する

別紙 1

【前年度（令和 5 年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	建築混合廃棄物	金属くず
全処理委託料	4.1	889	20	18
再利用業者への処理委託料	4.1	889	20	18
(これまで実施した取り組み)				
ISOの一環として産業廃棄物の適正管理及び排出の抑制に努める				

【目標（令和 6 年度）】

産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	建築混合廃棄物	金属くず
全処理委託料	4	850	19	17
再利用業者への処理委託料	4	850	19	17
(これまで実施した取り組み)				
再生利用業者への処理を委託				
(今後実施する予定の取り組み)				
引き続き再生利用業者への処理を委託				

(第6面)

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。